

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険薬局の指定の辞退（保険課）
保安林の指定予定（森林保全課）
- ◇ 選管告示 開発行為に関する工事の完了（四件）（都市計画課）
選挙管理委員会の招集
不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正

告 示

鳥取県告示第四百五十九号

保険薬局の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
浅井薬局	鳥取市寿町八二五	平成七年六月十六日

鳥取県告示第四百六十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字枋本字尾崎六八三の六から六八三の九まで、六八三の第二、六八三の第六から六八三の第八まで、六八三の第二八から六八三の第三七まで、六八三の第三九、六八三の第四一から六八三の第四四まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採できる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百六十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年七月二十八日 鳥取県指令受鳥土維第二五〇号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市正蓮寺字巖崎

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市白濁本町一八

株式会社 山陰合同銀行

代表取締役 丸 磐根

鳥取県告示第四百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十二月十三日 鳥取県指令受鳥土維第六〇七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵字六反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安一丁目一四三

マキタ建設株式会社

代表取締役 牧田 俊彦

鳥取県告示第四百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年四月七日 鳥取県指令受米土維第二二九六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市安倍字荒神谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目二三

株式会社 遠藤不動産

代表取締役 遠藤 宗一

鳥取県告示第四百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十一月二十八日 鳥取県指令受都計三一二第一五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市高松町字長溝

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市竹内町八九六

島田 時雅

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

平成七年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成七年六月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一 日時 平成七年六月十二日(月) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

三 議題 第十七回参議院議員通常選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成七年六月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一の表の鳥取市立病院の項中

鳥取市幸町七一

鳥取市的場六一

に改める。

二の表中

鳥取市立敬生寮

鳥取市湖山町西二丁目二〇六

を「養護老人ホーム鳥取市なごみ苑

鳥取市的場五〇一一

に改め、

同表の鳥取県立母来寮の項中

東伯郡羽合町大字上浅津四〇七一二

を「東

伯郡羽合町大字上浅津七〇

に改める。